

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：令和元年9月30日（令和元年（独個）諮問第29号）

答申日：令和3年3月31日（令和2年度（独個）答申第37号）

事件名：「本人に係る特定文書記載の「朱書きでご質問の部分のほとんどの回答になっています」の回答部分の情報」の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月22日付け特定高専総第142号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示決定の本件対象保有個人情報は不開示と訂正し、その理由を不存在とする。本件対象保有個人情報は「回答になっています部分だけ」の開示でなければならないにも係らず、開示を受けた情報はそのようになっていない。対応付けも全くない。朱書きについての回答そのものがない。

（2）意見書

審査請求人から令和元年10月28日付け（同月29日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁に対し、閲覧させることは、適当でない部分がある旨の意見が提出されており、その部分の内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元独立行政法人国立高等専門学校機構特定工業高等専門学校（以下「特定高専」という。）特定学科教員で、特定年度Aにおいて、特定クラスA及びBの特定科目等の授業を担当していた。（略）について、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日F諭旨解雇処分となり、特定年月日Gをもって解雇された。審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端である。

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の1のとおり

3 開示決定の妥当性

審査請求人は、審査請求書「四 審査請求の趣旨及び理由」に趣旨として、「開示決定の本件対象保有個人情報は不開示と訂正し、その理由を不存在とする。」、理由として、「本件対象保有個人情報は「回答になっています部分だけ」の開示でなければならないにも係らず、開示を受けた情報はそのようになっていない。対応付けも全くない。朱書きについての回答そのものがない。」と記載している。しかし、審査請求人が個人情報開示請求および本件審査請求で指摘する、「朱書きでご質問の部分のほとんどの部分の回答になっています」（回答書（特定年月日A付け特定高専人甲第7号（特定年月日B受理）に対して）の記載が指す文書は、開示請求書の本件対象保有個人情報に記載の通知文を作成する基礎となった調査報告書であり、審査請求人の保有個人情報開示請求内容に基づき機構において適切に開示決定したものである。審査請求人は、「朱書き部分」を特定して対応関係を明確にする形で文書を開示するよう求めているものと解される。しかし、開示請求において対象となる文書を加工することまでは予定されておらず、審査請求人の審査請求には理由がない。

また、保有個人情報の対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解されており、審査請求の理由にある「回答になっています。の部分だけ」がどれに対応するかは、「評価・判断」であることから、保有個人情報の開示請求の対象とはならない。

以上のことから、本審査請求は、失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和3年3月19日 審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に開示すべき保有個人情報がある旨主張していると解されるが、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、原処分において本件対象保有個人情報を特定した理由等について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求の背景事情等

本件開示請求の背景には、特定年月日A付けで、審査請求人に対し、特定高専から業務命令（授業担当及び研修参加等）の文書を発出した際、資料として「特定年度A学年末成績評価に関する調査結果報告書（特定年度A学年末成績評価に関する調査WG）」の概要版を添付（以下、業務命令書及び添付資料を併せて「業務命令文書等」という。）したことがある。

(ア) 業務命令文書等を受け取った審査請求人から、当該業務命令文書等に係る質問が、当該業務命令文書等に直接朱書きの上返送され、機構は当該文書等を特定年月日Bに受け付けた。

(イ) 審査請求人から上記（ア）の質問を受け付けた特定高専は、特定年月日C付けで、審査請求人に対し文書名を「回答書（特定年月日A付け特定高専人甲第7号（特定年月日B受理）に対して）」とする特定高専校長名の文書を発出し、審査請求人に対し、先に発出した業務命令文書（特定高専人甲第7号）の趣旨、公表できないデータを説明した上で、「3 調査内容の詳細はWG報告書にありますので、読んでください。」とした上で、「朱書きでご質問の部分のほとんどの部分の回答になっています」と記載した。

(ウ) 特定年月日Hに、審査請求人から要求のあった調査結果報告書

(個人情報削除版)を事務部長室において交付した。

イ 原処分において本件対象保有個人情報を特定した理由等

本件開示請求に係る開示請求書には、「朱書きでご質問の部分のほとんどの部分の回答になっています」の回答部分の情報」とあり、上記ア(イ)のとおり、処分庁においては、審査請求人に「回答書(特定年月日A付け特定高専人甲第7号(特定年月日B受理)に対して)」を発出し、上記ア(ウ)により審査請求人に交付して以降、本件開示請求日まで、審査請求人から朱書きで質問された内容に回答を対応付けた形式の文書等は作成していない。

このため、上記アの業務命令文書等に朱書きで記載された審査請求人からの質問に対し、その回答部分も含まれる保有個人情報が記録された文書として本件対象保有個人情報「特定年月日E付け特定年度A学年末成績評価に関する調査結果報告書」を特定した。

ウ 特定高専における特定年度A学年末成績評価に関するWGの調査結果は、全て本件対象保有個人情報に記録されており、機構は、本件対象保有個人情報以外に当該学年末成績評価に関する調査結果を保有していない。

エ 念のため、審査請求後、特定高専の共有フォルダ、執務室内及び書庫等を探索したが、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認することができなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件開示実施文書及び諮問庁から業務命令文書等の提示を受け確認したところ、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

「回答書（特定年月日 A 付け特定高専人甲第 7 号（特定年月日 B 受理）
に対して）」（特定年月日 C 付け文書）に係る以下の（A）（B）の情
報

（A）朱書きせよとの命令内容。文書による命令か口頭命令のどちらであ
ったかは不明である。

（B）「朱書きでご質問の部分のほとんどの回答になっています」の回答
部分の情報。各朱書きに部分に対しその回答になっています部分だけ
を対応付けて開示する。WG 報告書は現在、「2. 公表できないデー
タについて」を含む全体を請求者は保有するので、対応付けて開示す
る部分を不開示とする理由はない。

番号，朱書きの質問

- 1 題目もおかしい，何故概要版？
- 2 まず，メンバーの構成を出すべきでしょう。適切な方がメンバーに
居るのか？
- 3 代表者は誰ですか。全部で何人ですか。その氏名は
- 4 どのような意見が出たのですか
- 5 共有化された認識と情報は何ですか
- 6 誰ですか。全員を出して下さい。
- 7 この資料を出して下さい
- 8 どのような状況の時，何を事情聴取されたのですか
- 9 関係者の氏名，関係者資料を出して下さい
- 10 そのルールはどうなっていたのですか
- 11 どこにありますか
- 12 この科目がいつの時点で出てきたのですか
- 13 残存資料という用語，極めて不適切ですが，どこにあるのですか。
- 14 事実確認した結果，原因は何だったんですか「当人」は保管して
いないのでわかりません。
- 15 上で「当人」としましたが，当人とは私でしょうか。何ら調査さ
れませんでした。確認を求められることはありませんでした。
- 16 調査確認した結果を出して下さい
- 17 ここで初めて特定クラス A が出てくる理由は
- 18 資料を出して下さい
- 19 4 回から 7 回まで赤で記入された項目などは検討されなかったの
でしょうか。
- 20 ここは事実と違います。事実から飛躍し過ぎています。
- 21 ここの部分，もっと詳しく書いて下さい。

- 2 2 特定委員会はどのように調査されたかの記述がありません。どのような規則等に則っていない事実が判明したなっているのですか。
- 2 3 誰がどのように要請したと調査結果にはなっていますか
- 2 4 この校長の不可能であるとの判断は初耳です。
- 2 5 このWGが行うのは誰が責任を持つかでなく、評価した成績が妥当かどうかでしょう。
- 2 6 残存資料も関係者資料が誰なのかも事実関係もわかりません。
- 2 7 (略)と断定されるなら、採点した「当人」に事情聴取があるべきでしょう。全員の(略)が残っていない責任は誰ですか。
- 2 8 ここで初めて日にちらしきものが出てきます。日付けも重要な要素になりますので日付けを入れた報告書にしてください。
- 2 9 これは関係者たる当時の校長に事情聴取されたのでしょうか。それとも関係者資料にあるのでしょうか。証明あるは資料を出して下さい。
- 3 0 特定委員会は「当人」の問題ある評価がどのように改善されたかを調べたのでしょうか。
- 3 1 このあたりは全教員が訳もわからず聞いており会議も長くなったそうですから詳しく調査してください。
- 3 2 問題はこのように規則に則っていない成績に校長印を押し公的な文書として外部に出してよろしいのでしょうか
- 3 3 この会議後、校長を含めた何人かの関係者に成績は不正なものとして伝えていますが、調査の過程で出てこなかったのでしょうか。
- 3 4 この報告書には具体的な成績が一度も出てきません。何故でしょう。
- 3 5 下記の学生だけでも明らかにしてください。これらは適当に書いた者ではなく、それぞれ、何故、このような成績が付けられたか、個人別に事情があります。

特定クラスB 特定個人A, B, C

特定クラスC 特定個人D, E, F, G

特定クラスD 特定個人H, I, J

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 特定年月日D特定時刻電話会話メモ

文書2 特定年月日E付け特定年度A学年末成績評価に関する調査結果報告書